

平成26年度
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)

◆研修のねらい

◆生活支援のための認知症介護のあり方

Owl Naoto Miyazaki

1

生活支援のための認知症介護のあり方

Owl Naoto Miyazaki

2

科目の目的と内容

- 我が国の認知症介護の歴史的経過と現在の方向性を把握し、認知症の人の生活のしにくさを捉え、介護の目的、権利擁護、介護することと自立支援の関係について理解を深める。
 - ・従来の認知症介の歴史と課題、方向性を明示。
 - ・認知症の人の生活障害の確認。
 - ・「その人らしく」生活する意味について、介護現場を振り返り権利擁護の視点から考える。
 - ・「自立支援」と介護の関係。

最近感じている事

繋がり

なぜ、さわり・ふれるのか

- 失われていく世界とのつながり
- 失われていく自己
- 自分を探す旅

過去に行われてきた介護？

◆手間が省けるからと、男性はブルー、女性はピンクの上下スウェットを平気で着させる専門職
◆誰が見ていようが場所さえも構うことなく、オムツ交換をする専門職
◆おむつを外すからと背面ジッパーのつなぎ服を着せる専門職
◆便が出ていることがわかっているにもかかわらず、おむつを交換しない専門職
◆ベットに高い柵をつけてその中に放り込む専門職
◆自分たちに不都合があるから薬で動けなくしてしまう専門職
◆外に出ていけないように、建物に閉じ込める専門職
◆井の中にご飯もおかずも薬も放り込んで食べさせる専門職
◆立ったまま、何も言わずに食べ物を口の中に放り込む専門職
◆できることであっても危ないからとやらせない専門職
◆洗髪しやすいからと男女かまわず短髪にする専門職

権利擁護とは

高齢者虐待、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- 第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の養護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法の立法趣旨

- いま、高齢者虐待は深刻な状況にあります。高齢者が人間らしく生きていくには、虐待を防止することが極めて重要です。自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者が多くいることを考えると、その高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げる社会を目指す必要があります。そういう社会を目指すために、高齢者虐待防止に対する国や地方公共団体の責任、高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図る支援措置などを定めることによって、虐待を直接防止する取組や、養護者の支援などの取組を積極的に行うためにこの法律を作りました。

あらためて 権利擁護とは

- 自分の思っていることを、うまく整理して、人に伝えることのできない高齢者の「声なき声」を上手に汲み上げること。
- そういう社会を目指してゆくこと。

虐待と暴力の違い

- 暴力について

過去の事実について、違法性、責任の有無と量を確定して、本人に刑事・民事などの責任をとってもらう。⇒ 過去志向

- 虐待について

過去に起きた事実をきっかけに、養護がうまくいかなかった原因を発見・分析して、その原因を解消して、本来の良い養護関係を回復する、または、再構築する。⇒ 未来志向

養護者の支援の考え方①

- 司法手続では、虐待をした者は、養護者ではなく、「加害者」と呼ばれる。「加えた害」に対して責任を問う立場であり、強制的に刑事責任、民事責任を問われる立場にある。つまり、責任をとるべき人、責められるべき人である。自分の犯した罪に対して、罰という刑事責任を負う立場であり、損害賠償という民事責任を負う立場である。

養護者の支援の考え方②

- 虐待対応手続では、養護者は、「責任をとるべき人」でもなければ、「責められるべき人」でもない。むしろ、「支援すべき」人である。なぜ、養護者支援が必要なのか。「虐待解消のため」である。
- 虐待には「必ず原因、要因がある」
その虐待の原因・要因を発見して解消するのが虐待対応手続の目的
その虐待の要因を解消する際に、「養護者を支援すれば虐待要因が解消するかもしれない、虐待要因が減少するかもしれない」場合がある。そのような場合に、これを放置せずに積極的に養護者を支援して、虐待を解消させなさい、と法律は言っている。

認知症とは？

厚生労働省のHP

- 認知症とは「生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態」をいいます。

WHO(世界保健機関)の定義

- いったん発達した知能が、様々な原因で持続的に低下した状態(年をとっても忘れがひどくなり、生活に支障が出ること)。
- 認知症とは、通常、慢性あるいは進行性の脳の疾患によって生じ、記憶、思考、見当識、概念、理解、計算、学習、言語、判断など多数の高次脳機能の障害からなる症候群である。
- ごく普通に社会生活を送ってきた人が、主に老年期に慢性の脳機能障害に陥り、判断能力等が異常に低下して社会生活に支障をきたす「認知(知能)障害」です。

ウィキペディア

- 認知症(にんちしょう、[英](#): Dementia、[独](#): Demenz)は、後天的な[脳](#)の器質的障害により、いったん正常に発達した[知能](#)が低下した状態をいう。これに比し、先天的に脳の器質的障害があり、運動の障害や知能発達面での障害などが現れる状態は[知的障害](#)、先天的に[認知](#)の障害がある場合は[認知障害](#)という。[犬](#)や[猫](#)などヒト以外でも発症する。

認知症とは(介護保険法上の定義)

(認知症に関する調査研究の推進等)

- **第五条の二** 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

認知症とは(介護保険法上からの抜粋)

- 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく
- 脳の器質的な変化により
- 日常生活に支障が生じる程度にまで
- 記憶機能及びその他の認知機能が
- 低下した状態をいう。

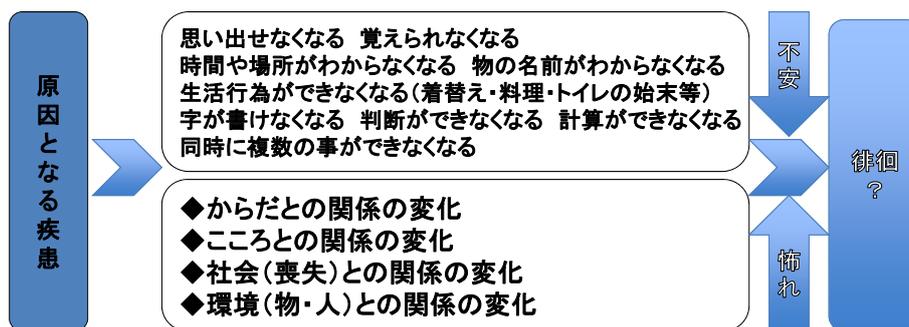
例えば、なぜ『徘徊?』が起きるのか?

認知症の状態にある人に何が起っているのでしょうか?

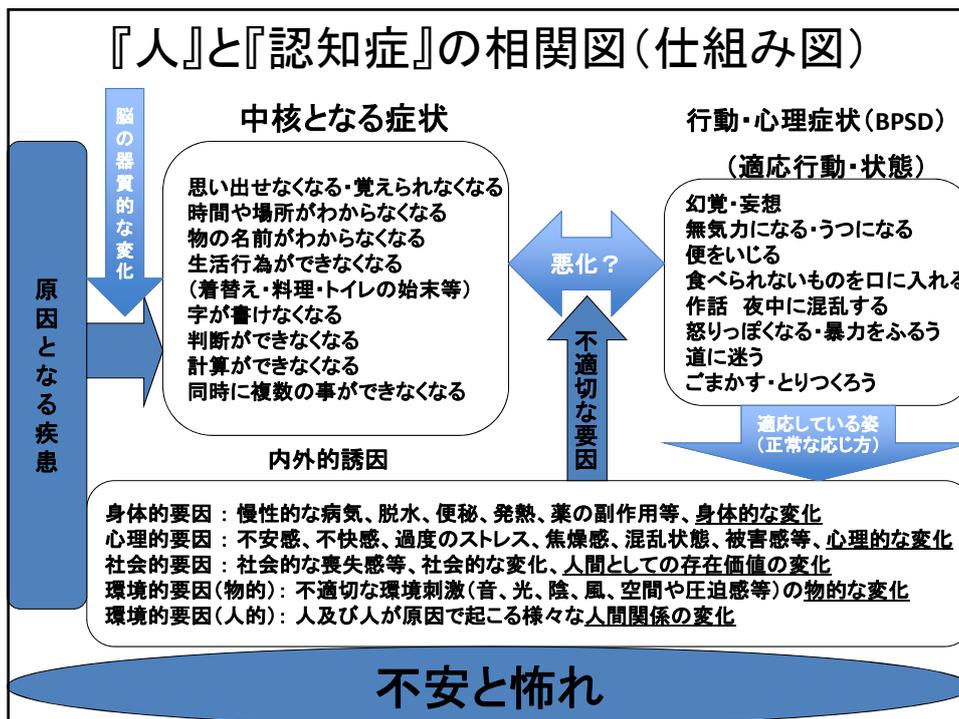
皆さん！今トイレに行きたいと思って下さい。

では、皆さんでトイレの方向を指差して下さい！

認知症の状態にある方々に起っていることは？



トイレはどこ？ ここはどこ？ どこに行けばいいの？ えっ？ どうしたらいいの？
誰かに聞こう！ 言葉が出ない！ どうしよう！ あの人は誰？ 知らない人ばかり！
知っている人は？ ここにいたくない！ ここにいてはいけない！ いてもたってもいられない！ 嫌な音がする！ 疲れる！ 安心する場所を探そう！ 確かなものを探そう！
自分を探そう！ 私は誰になってゆくのか？ 自分を守ろう！



3つの『認知症ケア』

支援のポイント①

すでに起ってしまったことへの対応が主
～問題行動⇒周辺症状⇒BPSD⇒適応行動への支援～

幻覚・妄想
無気力になる・うつになる
便を拭う
食べられないものを口に入れる
作話・ごまかす・とりつくろう
道に迷う・ウロウロ歩き回る
夜中に混乱する・怒りっぽくなる・暴力をふるう

支援のポイント②

BPSD／適応行動・状態の原因を探る
～身の回りで起こる変化や出来事や環境への支援～

- ◆直接的な身体的な変化や出来事(身体的要因への支援)
老化、慢性的な病気、脱水、便秘、発熱、薬の副作用等への支援
- ◆心理的な変化や出来事(心理的要因への支援)
不安感、不快感、過度のストレス、焦燥感、混乱状態、被害感等への支援
- ◆人間としての存在価値の変化や出来事(社会的要因への支援)
社会的な喪失感への支援
世間の中での自分の存在の変化への支援
社会との変化への支援
- ◆物質的な変化や出来事(物的環境的要因への支援)
不適切な物的な環境刺激(音、光、陰、風、空間の広がりや圧迫感)
に配慮する
生活環境の急激な変化を避ける
- ◆人間関係の変化や出来事(人的環境的要因への支援)
人及び人が原因で起こる様々な人間関係の変化への支援

生活の支援のポイント③
『生活を営み中核となる症状への支援を充実させる』
～中核症状(知的能力の衰退)への支援～

- ・思い出せなくなる、覚えられなくなることへの支援
- ・時間や場所がわからなくなることへの支援
- ・人や物の名前がわからなくなることへの支援
- ・生活行為ができなくなることへの支援
(着替え・料理・トイレの始末等)
- ・字が書けなくなることへの支援
- ・判断ができなくなることへの支援
- ・計算ができなくなることへの支援
- ・同時に複数の事ができなくなることへの支援

あらためて

人が生きることを考えると・・・

『生活を支援するという考え方』

認知症とは
生活の障害である

やはり認知症に伴う解決のヒントは
生活の営みの中にある

「共同生活支援」という概念

- 「個別援助・支援」「集団援助・支援」でもない
- 「個別支援」の集合体でもない



- 『共同生活支援』とは
- 人と人とは多様にかかわって生活し、生きることを支援すること

(引用文献:宮崎和歌子著「認知症に人の歴史を学びませんか?」中央法規出版)

生活の実際 タイプ①

- 従来の特別養護老人ホームの延長線上の生活
- サイズを小さくしたもの
- 安全を守ることを最優先
- 玄関に施錠
- 食事を提供(時々、調理等を「手伝っていただく」こともある)
- 「して差し上げるケア」が中心
- 「三大ケア(食事・排泄・入浴)」が主
- 日中は、行事やアクティビティ、さまざまな「療法」などを行う
- 大まかな生活のスケジュール(日課表)がある
- 家のような雰囲気の中かで一日を過ごす

(引用文献:宮崎和歌子著「認知症に人の歴史を学びませんか?」中央法規出版)

生活の実際 タイプ②

- 入居している人が主体である
- 生活することを支援する
- 基本は、私たちが自宅で暮らすのに近い形で暮らす
- 食事は、献立はその日そのとき、気分に合わせて入居している人たちが中心になって決める
- 自ら食材を調達し調理し食べる
- アルコールも嗜好品も自由
- 散歩や買い物に自由にでかける
- みんなで旅行もする
- 入居者同士たまにけんかもする
- 共同生活のよさを活かして暮らす
- 職員は、家事や日常生活でできないことを支援する
- 入居者同士がうまくかわれるようにサポートする

(引用文献:宮崎和歌子著「認知症に人の歴史を学びませんか？」中央法規出版)

主な論点

(認知症対応型共同生活介護について)

- 認知症対応型共同生活介護の特性(運営基準で「利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う」と規定。)である利用者の役割を生かすケアを推進するための方策をどのように考えるか。
- 酸素療法、カテーテル、疼痛の看護など重度化した医療ニーズのある入居者に対応する医療連携をどのように考えるか。
- 夜間ケア加算について現行要件では取得が困難であるとの意見があったが、ユニット毎に1名夜勤を配置する現行の人員配置基準を踏まえ、夜間・深夜時間帯における加算による人員の加配についてどのように考えるか。
- 制度創設当初と比較して入居者の要介護度の重度化により、備え付けの福祉用具では対応が困難となっている実態を踏まえ、どのように考えるのか。
- 運営推進会議のあり方及び外部評価の仕組みについてどのように考えるか。

(認知症対応型通所介護について)

- 利用者がそれぞれの役割をもって日常生活が送ることができるよう配慮して行われてきた認知症対応型通所介護であるが、今後、通所介護における機能に着目した事業内容の類型化に関する議論を踏まえ、その位置づけをどのように図っていくか。
- 事業規模にも関わらず、「3人以下」とされている共用型デイサービスにおける現行の定員基準についてどのように考えるか。

(認知症に関連した介護報酬について)

- これまで累次の介護報酬改定の中で、認知症に関連した加算が多く創設されてきたが、認知症要介護高齢者は今後も増加する見込みであり、認知症への対応を更に進めるためには、これらの加算についてどのように考えるか。

演習

自立支援と自己決定

水分の確保(専門用語:水分補給)

- 今日朝から気温が暑く、水分を摂る必要性を感じています。あなたは、入居者ひとり一人の飲み物の好みもアセスメントできています。誰々さんは水、誰々さんはジュース、誰々さんは麦茶・・・と、あなたは考えます。あなたは『皆さん！喉が渇きませんか？』『何か飲みましょうか！』と声をかけて仕掛けました。入居者の皆さんは『何か飲みたいですね』と乗ってきました。その後の一手！あなたはどうしますか？

献立の決定

- あなたは、夕食の献立を決めるため、入居者の方に『皆さん！今日は何にしましょうか』と尋ねました。すると、『なんでもいいよ！』との返答です。台所にある材料を確認してみると、豚肉、ごぼう、じゃがいも、玉ねぎ、にんじん、豆腐、こんにゃく等があります。あなたの頭にはすでにメニューが浮かんでます。あなたはどうしますか？

役割について

アンケート結果

入居者(利用者)は
どのような役割をしていますか？
若しくはしてもらっていますか？

所属

- 老健 5
- 特養 6
- デイ 4
- グループホーム 8
- 訪介 1
- 小規模 2
- ショート 1

(認知症介護実践研修 修了者)

入居者(利用者)は、どのような役割をしていますか？
若しくはしてもらっていますか？

順位	具体的な役割の内容	件数
1	洗濯物たたみ	12
2	おしぼりたたみ 掃除	9
3	テーブル拭き 食器洗い	8
4	食器拭き	7
5	調理(手伝い/切る・炒める・米とぎなど)	6
6	洗濯物を取り込む/配膳/洗濯干し	5
7	畑・花壇作業/盛りつけ	4
8	エプロンたたみ/牛乳パックをちぎってもらう	3
9	下膳/味見/お菓子づくり/縫い物	2
10	お茶入れ/カーテンの開閉/編み物/洗車/パソコン/縄ほどき 古新聞をたたむ/レクの声出し係/職員の手伝い/知恵袋 昔話/話し相手/人生相談	1

所属

- 特養 6
- デイ 4
- グループホーム 8
- 訪介 1

(認知症介護実践リーダー研修)

入居者(利用者)は、どのような役割をしていますか？
若しくはしてもらっていますか？

順位	具体的な役割の内容	件数
1	洗濯物たたみ	9
2	掃除	5
3	食器洗い	5
4	調理の手伝い(味見・切る・炒める・米とぎなど)	5
5	盛りつけ	5
6	配膳／片付け	4
7	洗濯物干し	3
8	テーブル拭き	3
9	汚れを襲えてもらう／他の入居者を呼びに行ってもらう／洗濯物を取り込む／新聞を棚(いつもの場所)に置いてもらう／自分の洗濯物をタンスにしまう／駄菓子屋の店員(ケアハウスの入居者)／知恵袋／昔話／話し相手／人生相談／外出時のカメラ係／肩もみ／サークル活動の時の指導役／ムードメーカーなど／庭仕事／雪かきなど／牛乳パックをひろげる	1

考察

- 片付け作業が中心である
- 役割ありき
- 『手伝い』という感覚
- 認知症の中核となる症状への働きかけを意識していない⇒すべてが単発でその場限り
- 何らかの役に立っているという働きかけとしての『役割』という認識

認知症と生きる人々

- ①人となり
- ②ユーモア
- ③予測を立てる
- ④寄り添わないから見守れる
- ⑤生活の支援の実際

介護保険法 第一章 総則

(目的)

- **第一条** この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法に基づく各事業の共通項

介護保険法(目的)抜粋

『その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように』

①『人となり』

メッセージ

人を知る、人となりを知る

『人となり』とは

- 人柄、その人に備わっている性質とは品位とか、その人の持つ内面の全てのことをいいます。
- そんな捉え方が最も大切であると、実践を通して、強く確信を持つようになりました。

人となりを見極める道具を
皆さんにご紹介します！

資料 『生活健康スケール』

『人となり』を見極める20項目

- 周囲の人への気配りがある
- 聞こうとする態度がある
- 身だしなみに気をつかう
- 自分の居場所を見つけることがうまい
- 人にものが頼める
- 自分の意志を示せる
- 人をなごませる雰囲気がある
- 周囲の人と遊びができる
- 外出を楽しめる
- 人の使いわけがうまい
- 思い出話がうまい
- 人をほめるのがうまい
- 礼節・道徳への関心がある
- 手伝おうとする
- 表情が豊かである
- 生きいきした目をしている
- 待てられる
- 人をひきつける雰囲気がある
- 好奇心がある
- 楽しみにしていることがある

『人となり』の共有

『人となり』をどのように見出せるのかということ
を解れば、『認知症』に右往左往することなく、差別感情に左右されず敬意あるまたは尊厳ある態度と対話もできやすくなる。

ライブ中島紀恵子と教え子たち「老年看護の縦横な語り」
中島紀恵子、北川公子 クオリティケア より

②『ユーモア』

メッセージ
遊び心

- ・77歳 男性
- ・要介護 2
- ・平成24年頃
レビー小体型認知症発病
- ・主な症状
パーキンソン症状 幻視・幻覚

互いに必要とする 関係を 作ることが出来た

ユーモアと洞察に関する技法

- 彼らは、その存在自体ユーモアそのものの存在だったりする。
- 彼らはおかしみを品よくさらけ出せる人
- そのことで私たちは幸せ感を味合わせてもらうことが多い。
- 得も言われぬ知力であり、時に哲学者と思わせ、時に言葉の連想から繰り出される言葉のおかしみは、とんちんかんなのに、嘘はない。
- その真実さが周囲へのビタミンになるときがある。
- 私たちにも、自分の欠点を笑ってみせるユーモア精神がないといけない。それは読解力もにぶり、洞察の喚起力もにぶってくる。

③『予測をたてる』

メッセージ
予感

「排泄の場面」の例

- 夜間、オムツ交換の時間となったので、Aさんのオムツを取り替えようと訪室し声をかけたが起きない。Aさんのオムツに手を入れ確認したところ尿で汚れていた為、そのままオムツの交換を始めた。すると突然Aさんが目覚め、大声を出し、スタッフの髪を引っ張ったり、顔を殴るなどの暴力を振るい抵抗した。

なぜ？

- なぜ、突然Aさんは大声を出し、スタッフの髪を引っ張ったり、顔を殴るなどの暴力を振るって抵抗したのでしょうか？

その後の男性スタッフの対応は？

反応(リアクション)の姿

- あまりにも突然の出来事に思わず反応してしまい、Aさんの胸などを殴ってしまった。

応答(レスポンス)の姿

- その状況を事前にアセスメントできていたか？
- 業務をこなす事(オムツ交換)に重点が置かれてはいなかったか？
- Aさんが目覚めた時の反応を当たり前前に予測できていたか？

予測を立てて考え、行動する力を養う

④『寄り添わないから見守る』

メッセージ

よく見(看)ることの実践力を磨く(見守りと見極め)

例えば

- 車椅子から椅子へ移乗する時
- ベッドに横になる時
- 立ち上がる時など

体の動かし方の組み立てが難しいときは

無意識の領域に働きかけ
自ら動きたくなるような
声掛け・関わり

移乗する時は

- 椅子同士を側に置くと、どう動いたらいいのか解らなくなり、動きが止まることがある。



- 椅子同士を少し離し、目的の場所を視覚で確認できる位置に置き、テーブルつたいに歩く動作を入れることでスムーズに移乗できるようになった。

よく『見(看)る』ことは不必要な手出しをしないための支援

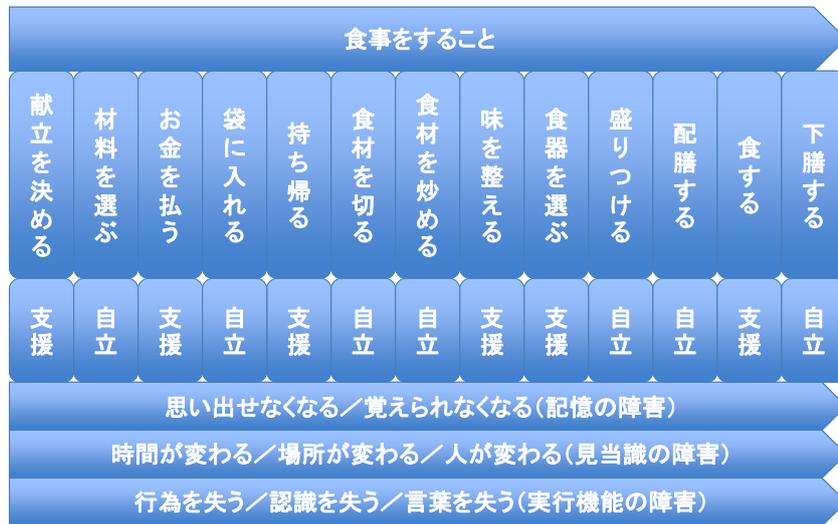
- ケアをしっかり企画できるまでは、ちゃんと見なくてはいけない。
- 支援は意図することができて支援になる。
- 意図することが決まれば支援のあり方をどうしていくか考える。
- 見るというのは大事な支援である。
- ただ見るのではなく、何を見るか、それを企画する目が見守りの支援という。
- 見て、読解して、環境のチェックをして。
- それなしのコミュニケーションなら、おしゃべり。ただ優しくぺちやくちゃしゃべったり、そういうのは余分なお世話。
- 意味のある支援にしたいとアクセルをふんだ時に、支援は科学的になるし、共振、共鳴モードにもなりやすい。

- 認知症の状態にある人の悲しいところは何をするんでも「へま」をいっばいすること。
- 私たちは「へま」の中にでもできていることがちゃんとある。
- そのことを評価してあげられる仕事です。
- ちゃんと見(看)ることができて残存能力の評価です。

⑤『生活の支援の実際』

生活支援のポイント

生活の支援のポイント
『生活の点の見極めから線へ繋げる(生活の再構築)』
認知症の状態にある人の生活と中核となる症状と支援の仕組み



私たちの仕事は
生活をベースに支援するということです

それには

『認知症』と『人』と

向き合う⇒見極める⇒繋げる⇒広げる

まとめ

認知症の状態にある人へ 生活を支援するということは

- ① 認知症としっかり向き合うこと＝生活の中で起る認知症を知る
- ② 人としての姿(全体像)を見極めること＝人を知る、人となりを知る
- ③ 知り得た『人となり』を生かし、日常生活上の行為等を見極め、不自由な生活の部分繋げること＝生活の再編・再構築
- ④ もっと広い意味での生活環境へと繋げてゆくこと＝地域社会との繋がり

『認知症』と『人』をよりよく支援するための
5つの尊厳と3つの原則

食の
尊厳

移動の
尊厳

排泄の
尊厳

住の
尊厳

死の
尊厳

主体性の原則

選択性の原則

関係性の原則

『生きること支援が私たちの仕事です』

アウル

文献より参考／引用

- ◆『老年看護の縦横な語り』 ライブ中島紀恵子と教え子たち
中島紀恵子・北川公子(編)

- ◆特集 手づくりのデイサービス
痴呆性老人のデイケアにおける
「生活健康スケール」作成の試み 中島紀恵子
(生きいきジャーナル 第4巻 第3号 1994.8.10発行)

認知症の状態にある人の心理的ニーズとは何か？ (T.Kitwoodが考えたこと)

1. くつろぎ: comfort
緊張感がなく、リラックスしている状態
2. 自分らしさ: identity
他の人ではなく、その人だけが持っているもの(その人らしさ)
3. 結びつき(愛着やこだわり): attachment
その人が他の人と違って特別に感じている愛着やこだわり
4. みずからたずさわること: occupation
一方的に何かをしてもらうのではなく、自分も何かをしたいという気持ち
5. 社会との関わり(共にあること): inclusion
のけ者にされるのではなく、周囲とつながっているという気持ち

パーソン・センタードの立場

(相手をコントロールしようとする前に自分を振り返ってみる)

- ①…それは本当の問題なのか
- ②…どうしてそれが問題なのか
- ③…誰にとっての問題なのか
- ④…行動によって何を伝えようとしているのか
- ⑤…生活の質を高める方法で解決できないか

※ケアの質を高めることによって人生の質を高める
QOL (Quality of care) ⇒ QOL (Quality of life)

認知症の状態にある人に寄り添うということは

- その人がどんな人なのかを知ること
(その人らしさがどこにあるのかを知ること)
- その人の病気の本質を知ること
- その人の抱える課題を知ること
- 相手を知ることと自分を知ること
- お互いの関係性を知ること

ご清聴を感謝いたします ありがとうございました

- ご質問などがございましたら、下記へご連絡下さい。

〒052-0014

北海道伊達市舟岡町337-1

グループホーム アウル

Tel 0142-21-1680

Fax 0142-21-1682

〒059-0026

北海道登別市若山町3丁目8番地45

グループホーム アウル登別館

Tel 0143-88-3335

Fax 0143-88-3336

〒052-0014

北海道伊達市舟岡町340-14

デイサービスセンター アウル

Tel 0142-21-1150

Fax 0142-21-1160

総合施設長 宮崎直人

メールアドレス: owl0907@aioros.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://www.gh-owl.com/>